

人権問題通信講座テキスト

心と絆

第 7 号

〈 インターネット・その他の様々な人権 〉

彦根市・彦根市教育委員会
人権問題通信講座運営委員会

目 次

I インターネットと人権

はじめに	1
1. インターネットをめぐる人権侵害の状況	2
2. インターネットに関する人権侵害の事例	4
3. 子どもとインターネット	10
4. インターネットとのつきあい方	12
＜参考＞インターネットのトラブルに関する相談・通報窓口	15

II その他の様々な人権

◆アイヌの人々の人権	16
◆犯罪被害者等の人権	17
◆刑を終えて出所した人の人権	17
◆ホームレスの人権	18
◆性的指向・性自認と人権（LGBTと人権）	18
◆北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権侵害問題	20
◆人身取引と人権	20
◆東日本大震災に起因する人権問題	21

むすびに 「人権問題通信講座の最終号を迎えて」	22
-------------------------	----

I インターネットと人権

はじめに

パソコンやスマートフォン、タブレットといった携帯型端末の普及により、世界中のあらゆる場所の様々な人と交流したり、映画・音楽などのコンテンツ^(注1)を楽しんだり、また自分の趣味や考えを発信したり、最新ニュースから専門的なものまで短時間で情報収集ができるなど、現代社会はインターネットが簡単・便利に使用できるようになりました。さらには、多種多様な「アプリ^(注2)」や「SNS^(注3)」の急速な普及も相まって、コミュニケーションの幅が広がっています。

(注1) 電子媒体を通じてやり取りされる「情報の中身」のこと。

(注2) アプリケーションの略で、パソコンやスマートフォンのシステム(OS: オーエス)上で動く仕組みのこと。

(注3) Social Networking Service (ソーシャルネットワーキングサービス)の略で、ネット上に設けられた社会関係をつくるためのサービスやサイト。一般的には会員制で行われ、自己紹介(プロフィール)、メッセージ、掲示板などを用意し、会員同士のネット上でのさまざまな交流を促進するサービスを指す。

X(旧Twitter)、Facebook、LINE、YouTube、TikTokなどが有名。

【令和4年度】主なソーシャルメディア系サービス/アプリ等の利用率(全年代・年代別)

	全年代(N=1,500)	10代(N=140)	20代(N=217)	30代(N=245)	40代(N=319)	50代(N=307)	60代(N=272)	男性(N=760)	女性(N=740)
LINE	94.0%	93.6%	98.6%	98.0%	95.0%	93.8%	86.0%	91.3%	96.8%
Twitter	45.3%	54.3%	78.8%	55.5%	44.5%	31.6%	21.0%	44.3%	46.2%
Facebook	29.9%	11.4%	27.6%	46.5%	38.2%	26.7%	20.2%	31.6%	28.2%
Instagram	50.1%	70.0%	73.3%	63.7%	48.6%	40.7%	21.3%	41.4%	58.9%
mixi	2.0%	2.9%	1.8%	4.1%	1.6%	1.6%	0.7%	2.8%	1.2%
GREE	1.4%	2.9%	2.8%	2.4%	0.3%	1.0%	0.4%	1.4%	1.4%
Mobage	2.1%	6.4%	2.8%	4.1%	1.3%	1.0%	0.0%	2.8%	1.5%
Snapchat	1.7%	4.3%	3.7%	2.9%	0.9%	0.7%	0.0%	1.7%	1.8%
TikTok	28.4%	66.4%	47.9%	27.3%	21.3%	20.2%	11.8%	25.7%	31.2%
YouTube	87.1%	96.4%	98.2%	94.7%	89.0%	85.3%	66.2%	89.9%	84.2%
ニコニコ動画	14.9%	27.9%	28.1%	17.1%	9.1%	10.4%	7.7%	19.7%	10.0%

「令和4年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書」より(法務省)

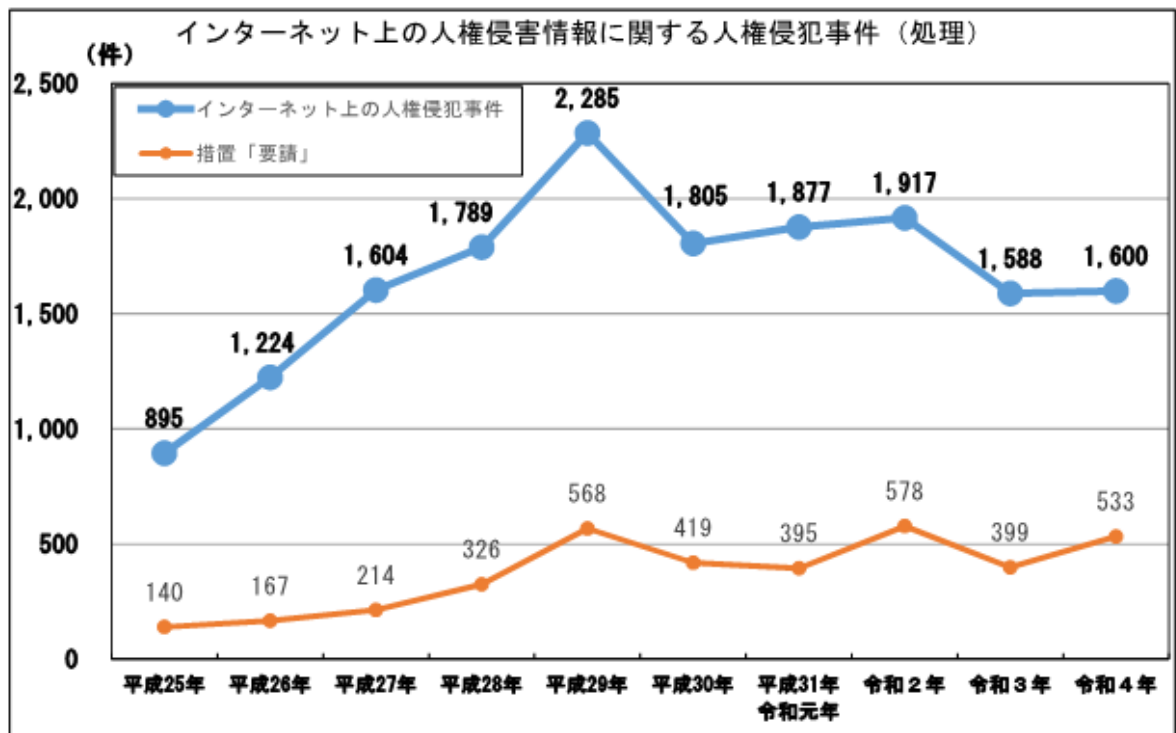
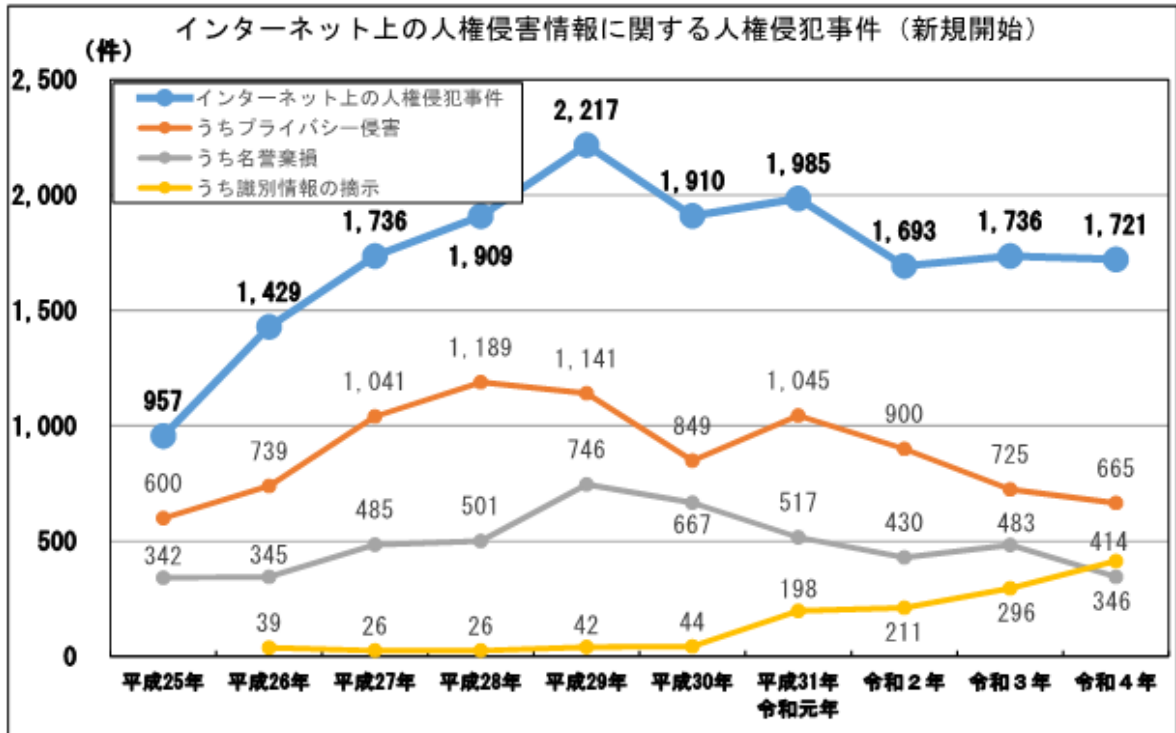
しかし、簡単・便利な反面、使い方を間違えると、誰かを傷つけたり、事件に巻き込まれたりする危険性があります。正しい知識を持ち、お互いの人権を大切に利用することは、インターネットを使う際の最低限のルールとマナーです。インターネット上のコミュニケーションが原因で人間関係が悪くなったり、画像や動画の掲載等を発端に犯罪へと発展したりするケースは、もはや他人事ではありません。

利用者一人ひとりがインターネットを利用する上で、必要な知識や技能を身につけていくことが大切です。

本テキスト第7号第1章では、インターネットと人権について考えてみましょう。

1. インターネットをめぐる人権侵害の状況

近年、インターネットに関連した人権侵害や犯罪のニュースをテレビや新聞などで多く見受けま
す。法務局・地方法務局において、新たに救済手続きを開始したインターネット上の人権侵害情報
に関する人権侵犯事件は、2013年（平成25年）には957件であったものが、直近では1,700件前後
に増加しています。また、その内訳は2022年（令和4年）で見ると、プライバシー侵害事案が665
件、名誉棄損事案が346件となっており、両事案で全体の58.7%を占めています。



「令和4年における人権侵犯事件の状況について（概要）」より（法務省）

法務局・地方法務局において、処理したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件も同様に増加しています。なお、プロバイダ等に対して人権侵害情報の削除を求めるなどの「要請」を行った件数は、2022年（令和4年）では533件でした。

2. インターネットに関する人権侵害の事例

「わからないことを調べる」「連絡事項の通信手段として使う」「意見や主張を発信する」など、インターネットを利用すると様々な「情報」を入手・伝達することができます。

しかし、残念ながらインターネット上に溢れている「情報」はすべてが正しいとは言えません。間違った情報が正しいものとして伝わったり、発信者の意図とは別の意味に受け取られたり、また掲載された情報を悪用する人が存在するのも事実です。情報の正誤性を見極め、その取扱いについて細心の注意を払うことが、利用者に必要なスキルと言えるでしょう。被害者にも加害者にもならないために、まずは「知ること」が必要です。いくつか人権侵害の例をご紹介します。

(1) 誹謗中傷や名誉毀損

インターネットには、匿名性や拡散性といった特性があります。だれでも自由に書き込みができる「掲示板」や「X(旧ツイッター)」などを悪用して、差別的な内容の書き込みが後を絶たないのが現状です。インターネット上では、誤った情報が瞬時に不特定多数の人に広まるため、差別を助長・拡散させることとなります。

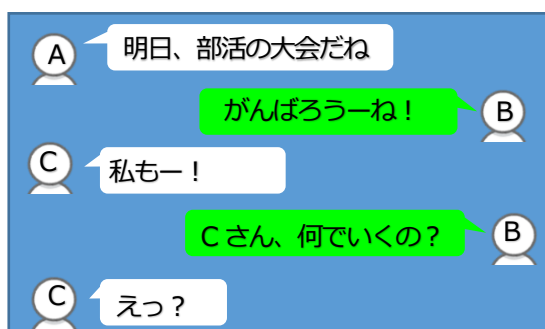
差別的な内容の書き込みは、「プロバイダ責任制限法」で「削除」や「発信者情報の開示」の対象となりますが、特に「削除」はそう簡単ではありません。書き込み元となる内容が削除されても、その画面をスクリーンショット（簡単に画面をコピーして画像にする）等ができるため、不特定多数の端末に記録として残ります。つまり、一度インターネット上に出てしまった情報は完全に消すことは難しいのです。

2020年（令和2年）5月には、テレビ番組に出演していた女性が、番組内での言動に対してSNSで誹謗・中傷が相次いだことを苦にして自殺に追い込まれたという事件が起きました。インターネット上で誹謗・中傷する人の多くは、自分の価値観で持っている『正義感』から『いいことをしている』と思い込み、他人を攻撃してしまいます。今回の場合、彼女の言動に対して自分が感じた感情をぶつけるだけに留まらず、人格や容姿をけなすなど、



悪意ある書き込みにエスカレートしていきました。新型コロナウイルス感染症の影響で、外出自粛が続いてSNSを利用する時間が増え、仕事や日常生活がままならないストレスから、彼女への攻撃を助長させたのかもしれない。書き込む側は、自分は匿名の立場で相手に対して一対一のつもりでも、誹謗・中傷を受ける側からすれば、誰だかわからない不特定多数の人から集中攻撃を受けることとなり、誰も信じることができなくなるなど、精神的に追い込まれることになるのです。

(2) 無料通信アプリやSNSなどにまつわる問題



LINEなどの無料通信アプリやX(旧ツイッター)は、仲間内で会話しているかのように、簡易なメッセージのやり取りができる反面、機能特有のトラブルも発生し、いじめ等に発展することがあります。

例えば、左の画面で、実はBさんはCさんに「どうやって行くのか?」と交通手段を聞こうとしていただけに、Cさんは「なぜ行くのか?」という意味に捉え

てしまい、二人の関係が悪くなりトラブルになった事例があります。メッセージは短い言葉が多いだけに、字面だけだと相手に本来の意図が正しく伝わらず、誤解されてしまう場合があります。

また、メッセージを読んでも返信をしないことに腹を立て、新たにその人以外のメンバーでグループを作って悪口を書いたことが原因で、いじめや不登校につながる問題も発生しています。

(3) 個人情報の流出

① ID^(注4) 乗っ取りによるなりすまし被害

相手の顔が見えない・声が聞けないインターネットの社会では、IDやパスワード、メールアドレスがその人を特定する「名札」となります。つまり、他人のIDやパスワード、メールアドレスなどを知ることができれば、“他人になりすまし”ことが可能になります。そして、他人の名前や盗んだID・パスワードを悪用して、個人情報を取得する、金品を搾取する、他者を誹謗・中傷するなどの悪質な行為がネット上で頻発しています。

個人情報を不正取得する目的で送られてくる「なりすましメール」の例

件名：【〇〇銀行】本人認証サービス

本文：こんにちは

最近、利用者の個人情報が一部のネットショップサーバーに不正取得され、利用者の個人情報漏洩事件が起きました。お客様のアカウントの安全性を保つために、「〇〇銀行システム」がアップグレードされましたが、お客様はアカウントが凍結されないように、直ちにご登録のうえご確認ください。以下のページより登録を続けてください。

https://*****

〇〇銀行 △△課 担当：〇〇 〇〇

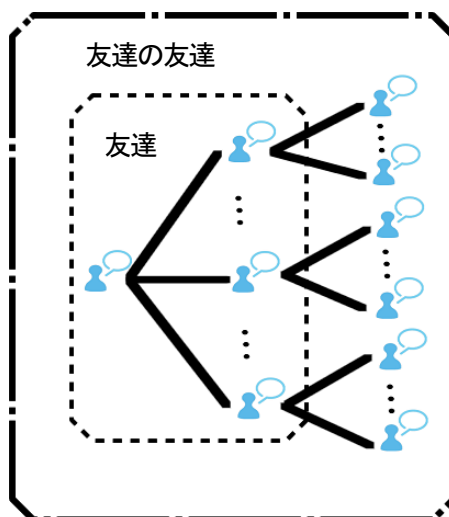
リンクをクリックさせ、
個人情報を入力させる

(注4) ID:アイデー Identificationの略で身元証明を意味する。

② 画像から個人が特定される危険性

写真や動画をアップ（インターネット上に公開）し、みんなでも共有（シェア）できる機能は大変便利です。特定のグループに所属していないと見ることができない設定にすることも可能です。しかし、見ることができる人の制限をかけないで、誰でも見ることができる状態にしている写真や動画はとても危険な状態だと言えます。

例えば、Facebook^(注5)で写真を「友だちの友だち」に公開すると、インターネット上では全体に公開しているのと同じレベルになります。例えば、友だちが100人登録されていれば、友だちの友だちは $100 \times 100 = 10,000$ 人です。「友だちの友だち」の中には全く知らない人やつながりたくない人もいるかもしれません。そして、その中に「写真」を勝手に転載してしまう人がいても不思議ではありません。

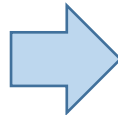


(注5) SNSの1つで世界最大の会員数を誇る。実名や顔写真も出して交流することが特徴の1つである。

また写真には、設定によっては「ジオタグ」(GPSによる位置情報)が記録されることがあります。ジオタグがついたままの写真をネット上に掲載すると、ネットストーカーなど、悪意を持って画像を見ている人には格好の餌食となります。環境や設定によっては、写真から住所や勤務先などを特定されてしまうのです。



<彦根市役所を撮影>



詳細	
タイトル:	20240109_142115
タイプ:	JPG
日付:	2024/01/09 2:21 PM
場所:	滋賀県, 彦根市, 日本
緯度:	35.2741040
経度:	136.2590718
サイズ:	931KB
解像度:	2016×1512

ジオタグの設定をONにしたまま写真を撮ると・・・ ⇒

いつ写真を撮ったかの日時だけでなく、撮影場所に係る緯度・経度の位置情報まで分かってしまいます。



2019年(令和元年)には、会員制交流サイト(SNS)に投稿された女性アイドルの顔写真の瞳に映りこんだ風景を手掛かりに住所を特定し、わいせつな行為をしたとして、男が逮捕された事件が話題となりました。

女性の瞳に映っていたのが駅だったため、街頭の景色が分かる検索大手グーグル(Google)の「ストリートビュー」で似た駅を見つけて待ち伏せし、尾行したとされています。女性が投稿した動画の室内の様子から、部屋の位置までも突き止めていたというから驚きです。

スマートフォンで撮影された動画や画像は高画質なため、拡大することではっきりと形や色などが判別できてしまいます。自分の部屋で撮影した場合なら制服やカバンなどから、近所で撮影した場合なら電柱やお店の看板などから、場所や個人を特定することが可能です。

写真撮影でおなじみの「ピースサイン」も、写った指の指紋を画像処理し、凹凸を再現してデータでスタンプを作れば「偽の指」ができ、他人が成りすまして指紋認証をパスされる可能性があります。

インスタグラム(Instagram)などに「映える」画像を安易な気持ちで掲載することは、自分の情報を無防備にさらけ出してしまう危険性があるので、注意が必要です。



(2019年10月10日付 東京新聞記事参照)

(4) 迷惑メールやクリック詐欺について

「無料サイトをクリックしただけなのに…」 「リンクをクリックしたら登録完了!？」



「ワンクリック詐欺」、「4クリック詐欺」という言葉をご存じですか。「動画見放題」や「ダウンロード^(注6)し放題」という言葉につられて確認表示を1回～数回クリックしていくと、「登録完了」や「代金の請求画面」等、有料会員サービスへの登録が完了した旨の通知を表示するなどして動揺させ、一方的に料金を請求する手口です。しかも、その画面は再起動をしても消えない場合もあります。

「何とかしなければ…」と慌てさせ、利用者の個人情報を聞き出すことが目的です。案内表示されている発信元の連絡先に、退会手続きや登録キャンセルを伝えるメールや電話を直接することは危険です。威圧的な言葉で相手のペースに乗せられてしまい、こちらの個人情報（メールアドレスや電話番号）を相手に知られてしまうことになるのです。

通常、こちらから連絡をしない限り、個人情報が勝手に知られることはあり得ません。日ごろから、「不審なメールは開かない」「怪しいリンクはクリックしない」「自分の情報は入力しない」などを徹底しましょう。

出典：総務省『国民のためのサイバーセキュリティサイト』
(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/security/enduser/security01/06.html)

(注6) ネット上の電子データを自分のパソコンや携帯電話・スマートフォンに取り込むこと。

(5) 児童ポルノやリベンジポルノ

「児童ポルノ」は、児童を被写体としたポルノの総称です。「SNSや交流サイトで知り合った人から、言葉巧みに裸の画像を要求されて送信してしまった」という被害や、「SNSで知り合った女子中学生らに現金を渡して、わいせつな行為をした男性を児童買春・児童ポルノ禁止法違反（児童買春）で検挙した」事件など、SNSが犯罪の手段として使われる事例が後を絶ちません。



「リベンジポルノ」とは、喧嘩別れした腹いせなどから、元交際相手などの性的な画像や動画を相手の同意なくインターネット上で公開する行為です。

こうした画像や動画はインターネット上で売買されたり、閲覧されたりしています。一度インターネット上に流出してしまった画像や動画を完全に削除することは極めて困難であり、被害者は長期間苦しみ続けることとなります。

なお、平成26年に「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（リベンジポルノ防止法）が施行され、画像をインターネットで公表する行為や、インターネットへの掲載を目的に特定の者に画像を提供する行為はそれぞれ公表罪や公表目的罪に問われることとなりました。

(出典：法務省資料「あなたは大丈夫？考えよう！インターネットと人権」)

(6) デマやフェイクニュースの拡散

事実と異なる誤った情報を信じて、安易にSNSなどで共有した結果、無関係な人を誹謗・中傷してしまったり、お店の営業を妨害してしまったりする場合があります。

2016年（平成28年）4月に起きた熊本地震では、「動物園からライオンが逃げ出した」との偽ニュースがSNS上で広がりました。2017年（平成29年）6月、あおり運転で停止させられたワゴン車に大型トラックが追突し、ワゴン車の家族4人が死傷した事故をめぐる、逮捕された容疑者と同姓の建設会社社長を容疑者と関連づけるデマなどがネットの掲示板サイトやSNS上に書き込まれ、同社に嫌がらせや中傷の電話が相次ぎました。2020年（令和2年）3月下旬には、新型コロナウイルス感染拡大に関連して、「4月1日から、東京でロックダウン（都市封鎖）が実施される」という誤った情報が短期間で累計600万件以上ツイート^(注7)されるなどして流布しました。

専門家は、拡散を助長した要因として、閉鎖的なコミュニティ内で認められたいという承認欲求が多くの人に働いたことや安倍首相の会見日程など一定の事実が含まれていたため、信ぴょう性のある情報として受け止められた、などと指摘しています。（2020年7月20日付 日本経済新聞記事参照）

(注7) SNSの1つである「X（旧Twitter）」で書き込み（メッセージ）を投稿すること。



(7) 動画や音楽の違法なアップロード^(注8)とダウンロード^(注9)

インターネット上では、誰もが自由に情報への接続・閲覧が可能です。しかし、他人が作った著作物を無断でインターネットに掲載することは、著作権の侵害になります。

漫画やアニメ、音楽作品などをコピーし、動画共有サイト^(注10)などにアップロードしたり、友だちに配ったりすることは著作権侵害にあたり、違法です（個人で楽しむ範囲では許されていますが、複製や販売、アップロードは著作権侵害です）。

2010年（平成22年）1月に「改正著作権法」が施行され、著作権を侵害してアップロードされた動画と知りながらダウンロードすることは、個人で楽しむ目的であっても違法となりました。さらに、2012年（平成24年）10月からは刑罰化され、懲役または罰金が科されます。

違法なアップロードやダウンロードは、著作権者である著者やアーティストに経済的な不利益を与えます。子どもが許可なく著作物をアップロードして、逮捕・書類送検される事件が起きています。友だちなどの写真や動画を許可なくコメントを付けて公開するなどして、トラブルに発展するケースもあります。このような行為も肖像権の侵害にあたり、犯罪行為となります。また、本来販売や有料配信されている音楽や映像が違法に配信されていたりする場合があります、そのことを知りながら違法にダウンロードすることも刑罰の対象となってしまいます。

(注8) 自分のパソコンなどから、インターネット上に掲載等をするためにデータを送信すること。

(注9) インターネット上の電子データを自分のパソコンや携帯電話・スマートフォンに取り込むこと。

(注10) インターネット上で動画を投稿し、他のユーザーが閲覧可能な状態にする動画共有サイトの代表的なものとして、YouTubeやニコニコ動画、TikTokなどがある。



(8) 違法、有害情報の氾濫

インターネット上には、“性”や“暴力”、“薬物”など、犯罪や危険行為に関する膨大な有害情報が氾濫しています。アダルトサイトでは、「無料動画」「登録無料」などのうたい文句で接続させ、さらにそこから様々な詐欺サイトや違法サイトへ誘導し、個人情報や金銭を搾取されるなどの被害に結びついています。「危険ドラッグ」などの禁止薬物を「合法ハーブ」等と称して通信販売をするサイトなど、犯罪につながるサイトも数多く存在します。これらの有害サイトに接続して、見知らぬ人物と出会い、犯罪に巻き込まれたりする事件も発生しています。



このような違法サイト、有害情報サイトに安易に接続しないことはもちろんですが、子どもたちが誤って接続してしまわないように、しっかり対策を講じることも大切です。

インターネットは世界中とつながっており、新たな技術・サービスの出現は社会的利益をもたらす一方、それらが犯罪のツールとして悪用される危険や、知らず知らずのうちに互いの人権を侵害してしまう可能性をはらんでいることを、私たちは知っておく必要があります。

また、「ネットワーク」(network)と「エチケット」(etiquette)を組み合わせた造語で、「ネチケット」(netiquette)という言葉があります。インターネットを利用する際に心がけるべきマナーや規範のことを指します。法令のように厳密に定められているわけではありませんが、インターネットを利用しているのは自分だけではありません。自分の行為によって相手が不快に感じたり、あるいは不利益を被ったりしないよう、他者への配慮を心掛けようというものです。



3. 子どもとインターネット

高度情報通信社会と呼ばれる現代社会では、スマートフォンやタブレット、パソコンなどから、いつでもどこでも、気軽に簡単にインターネットへ接続することができます。

その一方で、インターネットを介して、いじめや犯罪などに子どもが巻き込まれるケースは増加傾向にあり、子どもが被害者ではなく、加害者になるケースも起きています。

(1) 子どもたちのインターネット利用状況

デジタルネイティブ (digital native) という言葉をご存じでしょうか。「デジタルネイティブ」とは、インターネットなどのIT^(注11)が普及した以降に生まれ、生まれながらにITに親しんでいる世代のことを指します。

デジタルネイティブの子どもたちの身のまわりには、実に多くのインターネット機器があり、しかもそれらが比較的手軽に使用できる環境にあります。下図は、青少年のインターネットの利用状況を内閣府がまとめたものです。

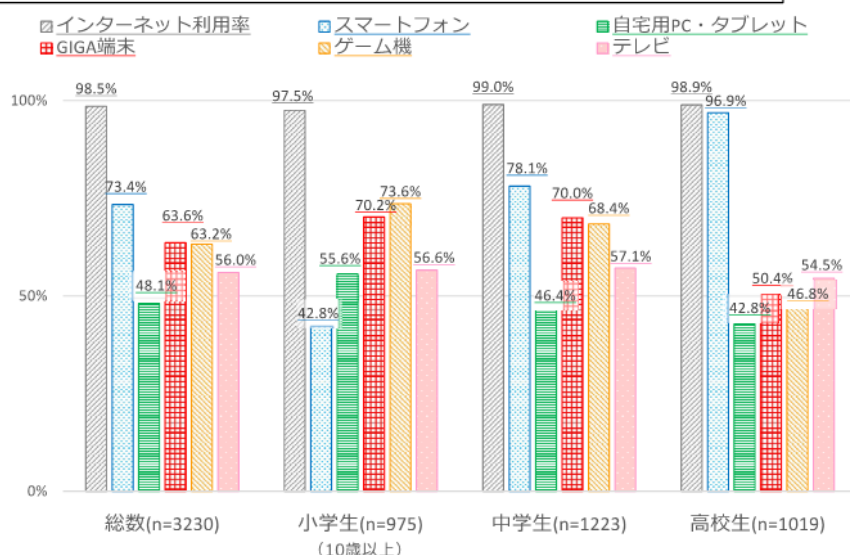
(注11) IT:アイティー Information Technology の略で身元証明を意味する。

概要 1 青少年のインターネットの利用状況 - 1 (インターネット利用率)

- 青少年の98.5%が、インターネットを利用していると回答。
- インターネットを利用する機器は、スマートフォン (73.4%)、学校から配布・指定されたパソコンやタブレット等 (GIGA端末) (63.6%)、ゲーム機 (63.2%)、テレビ (地上波・BS等は含まない) (56.0%)、自宅用のパソコンやタブレット等 (48.1%) と続く。
- 学校種別でみると、小学生 (10歳以上) の97.5%、中学生の99.0%、高校生の98.9%がインターネットを利用していると回答。

インターネット利用率 (機器・学校種別)

○インターネットを利用している機器 (n=3230)



スマートフォン	73.4 %
契約していないスマートフォン	14.1 %
携帯電話	6.3 %
自宅用のパソコンやタブレット等	48.1 %
学校から配布・指定されたパソコンやタブレット等 (GIGA端末)	63.6 %
ゲーム機	63.2 %
テレビ (地上波、BS等は含まない)	56.0 %

(注1) 「インターネット利用率」及び「インターネットを利用している機器」は、回答した青少年全員をベースに集計。

(注2) 令和3年度調査から「インターネットを利用している機器」を変更。令和2年度までは、次の15機器。「スマートフォン、格安スマートフォン、子供向けスマートフォン、契約切れスマートフォン、携帯電話、子供向け携帯電話、ノートパソコン、デスクトップパソコン、タブレット、学習用タブレット、子供向け娯楽用タブレット、携帯音楽プレイヤー、携帯ゲーム機、据置型ゲーム機、インターネット接続テレビ」(令和3年度からテレビの例を一部変更修正)

「令和4年度青少年のインターネット利用環境実態調査」より (内閣府)

これを見ると、小学生からスマートフォンやタブレット、携帯ゲーム機を使ってインターネットに接続している割合が高いことが分かります。携帯ゲーム機のゲームやスマートフォンで遊ぶゲームは、インターネット上で他の利用者につながって遊ぶ仕様のものが多く、ゲームの中で、他の利用者与会話（ボイスチャット）等のコミュニケーションを取ることも可能です。中学生や高校生になると、機器は圧倒的にスマートフォンとなり、インターネットの利用率は100%近くになっています。

このように、子どもたちは、様々な機器を使ってインターネットに接続しているのです。この状況を、私たち大人はどこまで理解できているのでしょうか？

(2) 子どもとインターネットトラブル

子どもたちのコミュニケーションのツールとして、インターネットは必要不可欠なものになりつつあります。日常的に何気なく気軽に利用しているインターネットですが、便利な反面、次のような様々なトラブルも発生しています。

- ・ SNSなどでのいじめ、誹謗・中傷
 - ・ インターネットを通じて知り合った人からの誘い出し・脅迫・画像の強要
 - ・ 性犯罪（児童ポルノ、リベンジポルノなど）
 - ・ 動画や音楽の違法なアップロードとダウンロード（著作権侵害など）
 - ・ 個人情報の流出、無断掲載（自撮り画像など）
 - ・ インターネットの長時間利用（インターネット依存など）
 - ・ 課金トラブル
- … など

「インターネット依存（症）」とは、インターネットにのめり込み、自分でやめようと思ってもやめられない、インターネットをしていないと不安になるなど、日常生活に支障をきたしてしまうような状態になることです。

四六時中ゲームなどに熱中するあまり、視力の低下のみならず、睡眠障害などの健康悪化に繋がる恐れがあり、また家から出られない（ひきこもり）など、心身に深刻な影響を及ぼす可能性もあります。



「課金トラブル」は、ゲーム内でのアイテム購入によって課金が積み重なっても、お金が減っていくのが直に目に見えないため、徐々に金銭感覚が麻痺し、いつのまにか多額の金銭を浪費してしまっていたというものです。クレジットカード会社から身に覚えのない請求が届いたので確認すると、子どもが黙ってクレジットカードでオンラインゲームのアイテムを購入していたことが分かったという事例もあります。

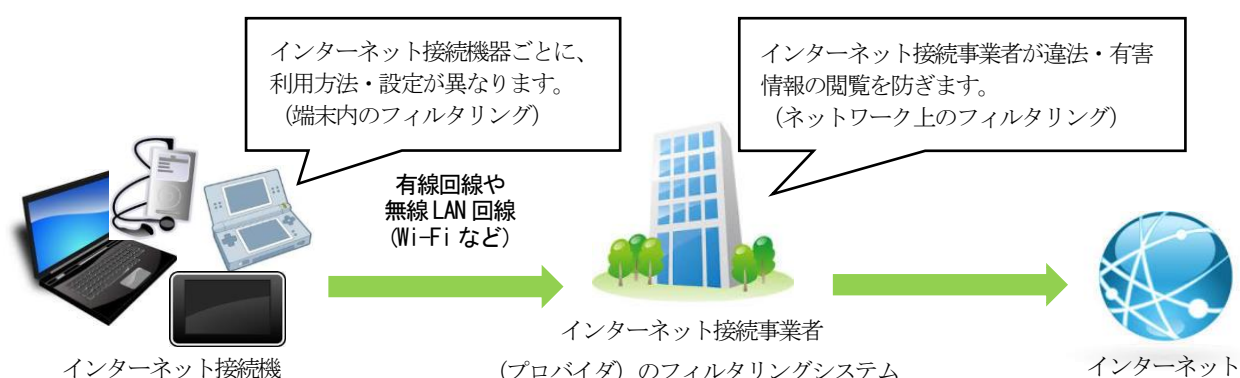
こういったトラブルは、気軽に便利に扱えるインターネットだからこそ発生しやすく、知らない間に子どもが当事者になってしまう危険性さえあります。

4. インターネットとのつきあい方

わたしたちの生活と結びつきが強くなっているインターネットと、今後どのようにつきあっていけばいいのでしょうか？ここでは、次世代を担う「子ども」を中心に、インターネット（スマートフォンを含む）に関する対策と注意点について一緒に考えてみましょう。

(1) フィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）の利用

「フィルタリング」とは、WEBサイトやページを一定の基準に従って判別し、閲覧を制限する機能のことです。特に青少年保護を目的とする場合には、青少年が有害な情報に触れることがないようにアクセスを制限する機能（＝有害サイトアクセス制限）のことを指します。



「青少年インターネット環境整備法」(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律)では、保護者が18歳未満の青少年に使用させるために携帯電話やスマートフォンを購入する場合、保護者は携帯電話会社はその旨を伝える義務があり、携帯電話会社は保護者が不要の申し出をしない限り、フィルタリングサービスを提供する義務があります。

滋賀県が県内における携帯電話等の販売・取扱事業者に対して実施した「携帯電話等フィルタリング利用状況調査」によると、結果は次のとおりでした。

実施期間：令和元年11月11日(月)～20日(水)

調査対象：127店舗

○実施期間中の青少年の携帯電話契約者数	366人(前年度484人)
青少年契約者のフィルタリング契約率	69.9%(前年度52.9%)
フィルタリング契約を拒否した理由	
・保護者がフィルタリングを必要ないと判断した	62.7%(前年度61.2%)
・青少年が反対した上で保護者がその意見に賛同した	12.7%(前年度34.6%)
・青少年の就労、病気その他の障害のため日常生活に支障をきたす等	14.5%(前年度2.3%)
・不明およびその他	10.0%(前年度1.9%)

～事業所等からの自由意見～

- ・フィルタリングの設定に理解を示す方が多くなった気がするが、就労している青少年の保護者に理解を得るのが難しい。
- ・学校などで、ネットやSNSについてどのような教育・指導がされているか気になる。併せて、取組を強化して頂きたい。 など

調査結果から、フィルタリングの設定率は約7割で、前年度より増加しているものの、設定拒否の理由の6割が保護者の反対によるものでした。インターネット接続機器を子どもたちが使うにあたり、まず大人がフィルタリングの重要性を理解することが大切です。また、子どもたちにその機器を渡す前に、どんな方法で子どもたちを守ることができるのか、それぞれの機器を購入した販売店やメーカー、ホームページなどできちんと確認した上で、その機器に合ったフィルタリングを導入することも大切です。

＜参考・引用文献 内閣府保護者向け普及啓発リーフレット（平成26年1月版）、安心ネットづくり促進協議会HP＞

(2) 子どもとともにルールづくりを

子どもたちは家庭や地域、また学校の中で、ルールや約束を守ることを通して、人との関係のあり方や社会のルールの大切さを学んでいきます。

携帯電話やスマートフォン、パソコンやゲーム機などについても同様で、一定のルールや約束を設けることで、子どもたちは正しく理解し、適切に使用する力を身に付けることができます。しかし、そのルールや約束を大人が一方向的に提示してしまっていることはないでしょうか？大切なことは、子どもと一緒に考え、子どもが納得し、子どもが自ら守っていけるルールづくりを行うことです。



ここでは、山口市で取り組まれている携帯電話・スマートフォン（以下、省略して「スマホ」と表記しています）の「ファミリー・ルール」に関して、作成する際のポイントについてご紹介します。

＜携帯電話・スマホ使用に関するファミリー・ルールの一例＞

- 相手の時間を考えてメールや電話をすること
- 相手を傷つけるような内容のメールは絶対にしないこと
- 食事中や家族団らんの場ではケータイを使わないこと
- 知らない人とは絶対に電話やメールをしないこと
- 有料サイトには勝手につなげないこと
- 自転車に乗りながらの使用は絶対にしないこと
- トイレや風呂場には絶対に持ち込まないこと
- 困ったことが起こったら、必ず誰かに相談すること

母親・子ども（中学校3年生女子）

- 充電のメモリが一つ減ったらゲームをやめる
（使用する時間については30分以内）
- 友だちとの連絡は家の電話です
- 基本料金以上に使わないようにする
- ケータイを持っていることをむやみに人に言わない
- 困った時は親に相談をする
- 約束を破ったら雑巾がけや庭掃除をする

母親・子ども（小学校3年生女子）

この他に、大人としては次の点にも気をつけたいものです。

① 購入前にルールを決める

ルールづくりや約束は、スマホやパソコンを買って使用してしまってからでは手遅れです。専用のパソコンやスマホで、一度好き放題ゲームなどに熱中してから、その面白さや自由を制限するのは難しいでしょう。ですから、必ず購入する前にルールを決めることが大切です。

② 大人が模範となる

使用時間などを決めたルールを作っても、大人が夜中までパソコンやスマホをいじっている子どもにルールを守らせるのは不可能です。大人もルールを守りましょう。そして食事の時間、外出の時間はスマホやパソコン、テレビを使わず、家族とコミュニケーションをとりましょう。

③ 現実の世界、家族を大事にする

食事の時間での使用禁止はもちろん、現実の家族・友人と過ごす時間を大切にしましょう。またキャンプなどの体験学習はネット依存の回復だけでなく、予防にも有効とされています。目で見て、手で触れて、五感を通して現実世界を感じましょう。スポーツや釣りなどもおすすめ✕です。

ルールや約束は、子どもたちを縛るためのものではありません。子どもたちを様々な危険から守るのはもちろんのこと、ルールや約束を通じて、社会性を培うこともできるのです。子どもたちと一緒にルールづくりを実践してみたいと思います。

<出典・引用：山口市青少年センター「家族で考えるケータイ・スマホの使い方」リーフレット>

(3) 大人自身の使い方について気をつけるべきこと

インターネットを利用する際には、子どもたちに使い方と危険性を伝えることが大切ですが、同時に、大人自身も使い方や危険性についての理解を深めることが大切です。

以下に、大人が気をつけておくべきことをいくつか紹介します。

- ・IDやアカウント（利用資格）、パスワード、クレジットカードの管理を徹底する
- ・ウイルス対策は万全にしておく
- ・個人情報をインターネット上にむやみに掲載しない
- ・命を危険にさらす「ながらスマホ」「歩きスマホ」はしない など



インターネットなど、日々進化し続けるネット社会を生きていく私たちにとって、その危険性を知るとともに、ネットの正しい使い方やモラルについて、家庭内で考えることが家族や自分自身を守るためにも大切ではないでしょうか。

(4) インターネットを活用した新たな取組



Web会議の様子

2020年（令和2年）12月23日、中学校生徒会交流会「彦根 虹のかけ橋プロジェクト」のWeb会議が開催されました。

「彦根 虹のかけ橋プロジェクト」とは、彦根市内の7つの中学校を7色の虹にたとえ、みんなでいじめ問題について考えるプロジェクトです。

「認めようみんなの個性 つなげよう笑顔のピース」をテーマに、4年目となる当年度は、ビデオ会議システム「Zoom」を利用して、7つの中学校をインターネットで中継し、各校代表の生徒たちが「SNSによるいじめ問題をどのように解決するか」などについて意見交流したものです。

離れた場所でも互いの思いを伝え合うことができるインターネットの特長をうまく活用した事例です。

人権侵害につながる危険性をきちんと認識し、使い方を理解して正しく使用すれば、インターネットはこういった新たな取組を可能にする夢のあるツール（道具・手段）です。

ただし、あくまでもツールに過ぎませんから、使用する私たちがしっかりとコントロールして、適正に使いこなすことが必要です。

<参考>インターネットのトラブルに関する相談・通報窓口

相談先名称	電話番号・メールアドレスなど
滋賀県警察本部 サイバー犯罪対策課	(電話番号) 077-522-1231 (代表) (メールアドレス) spc110@police.pref.shiga.jp
彦根警察署	(電話番号) 0749-27-0110 (代表)
法務省人権擁護局 (みんなの人権110)	(電話番号) 0570-003-110 平日 8:30~17:15 (HPアドレス) https://www.jinken.go.jp/
大津地方法務局	(電話番号) 077-522-4673 平日 8:30~17:15
日本司法支援センター 法テラス	(電話番号) 0570-078374 (HPアドレス) https://www.houterasu.or.jp/
消費者ホットライン (全国共通)	(電話番号) 188 最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。
滋賀県消費生活センター	(電話番号) 0749-23-0999 (相談専用) 平日 9:15~16:00
彦根市消費生活センター	(電話番号) 0749-30-6144 平日 9:00~16:15 (12:00~13:00 除く)
インターネット・ホットラインセンター	(HPアドレス) http://www.internethotline.jp/
違法・有害情報相談センター	(HPアドレス) https://ihaho.jp/
WEB110	(HPアドレス) https://www.web110.com/
迷惑メール相談センター	(HPアドレス) https://www.dekyo.or.jp/soudan/

※詳しくは各機関のホームページを確認してください。また様々な機関へのリンクも紹介されています。

Ⅱ その他の様々な人権

第Ⅱ章では、これまでのテキストで取り上げたテーマ以外の様々な人権課題をご紹介します。

◆アイヌの人々の人権

アイヌ民族は、現在の北海道に先住していた民族です。自然を大切に、自然と共に生きてきたアイヌ民族は文字をもたないため、文献で歴史をたどることはできませんが、口承文化でアイヌの歴史や文化を知ることができます。現在、北海道の地名の約80%はアイヌ語を語源としています。明治政府は「平民」として戸籍を作成しながら、「旧土人」と呼び表して差別し続けました。そして、政府の開拓使は、アイヌ民族の生活習慣を禁じ、日本語の学習を奨励して日本への同化を強制しました。また、アイヌの人たちの土地や資源を取り上げたり、鮭漁を禁止したりして、権利を制限しました。アイヌ文化として知られているものに、叙事詩（ユーカラ等）、楽器（ムックリ等）、刺繍、祭事、舞踊などがありますが、アイヌ語を理解しアイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していくことが難しくなっています。



<出典 文面：公益財団法人 滋賀県人権センター 人権啓発教材集「じんけん出会い旅」>

○アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現を目指して

2007年（平成19年）、国際連合において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され、2008年（平成20年）には、衆参両院の本会議において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が行われる等、先住民族への配慮を求める要請が高まりました。

2019年（令和元年）、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されました。アイヌの人々への差別等の禁止やアイヌ政策を実施するための支援措置などが定められ、従来文化振興や福祉政策に加え、地域振興、産業振興、観光振興を含めた施策を総合的かつ効果的に推進しています。

2020年（令和2年）7月には、北海道白老町に、アイヌの歴史・文化を学び伝えるナショナルセンターとして、「ウポポイ（民族共生象徴空間）」という施設がオープンしました。

アイヌ文化を復興するための空間や施設であるだけでなく、我が国の貴重な文化でありながら存立の危機にあるアイヌ文化を復興・発展させる拠点として、また将来に向けて先住民族の尊厳を尊重し、差別のない多様で豊かな文化を持つ活力ある社会を築いていくための象徴として位置づけられています。



ウポポイ俯瞰（イメージです）

<出典・引用 ウポポイ HP 「写真・ロゴマーク提供：公益財団法人 アイヌ民族文化財団」>

◆犯罪被害者等の人権

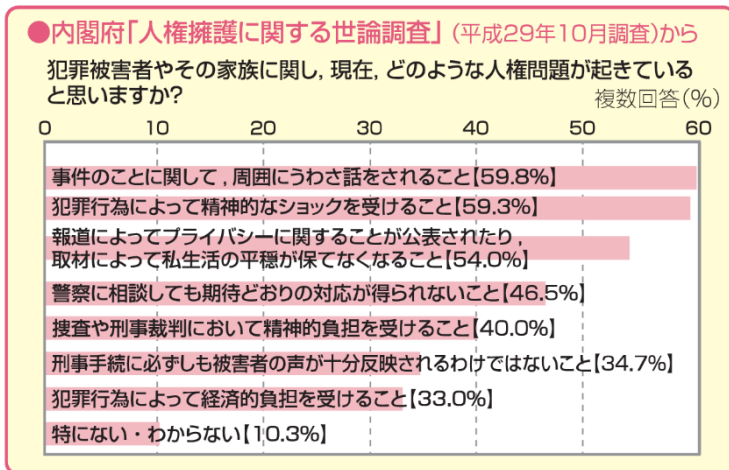
犯罪被害者やその家族は、その事件によって直接被害を受けるだけではありません。犯罪そのものやその後遺症によって精神的、肉体的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、心ない人々の言動などにより名誉・心情を傷つけられたり、あるいはプライバシーが侵害されたりするなどの二次的な被害を受けていることもあります。

そのため、犯罪被害者の権利を明文化し、支援することを責務と位置づけた「犯罪被害者等基本法」に基づき、2005年(平成17年)「犯罪被害者等基本計画」が策定され(2016年(平成28年)「第三次犯罪被害者等基本計画」策定)、毎年11月25日から12月1日までの1週間を「犯罪被害者週間」として、犯罪被害者等の置かれている状況や配慮の重要性などについて理解を深めてもらう活動が展開されています。

また、被害者やその家族が刑事裁判で質問や意見を述べるができる「被害者参加制度」が始まり、被害者やその家族が一定の条件のもとで少年審判の傍聴を認められるなど、司法制度面での整備も進んでいます。

犯罪被害者を支える制度は上記のとおりですが、私たち一人ひとりが、犯罪被害者やその家族の置かれた状況を正しく理解し、人権的視点を持って接することが大切です。

<出典 人権アラカルト2012(財団法人 人権教育啓発推進センター) 令和2年度版 人権の擁護(法務省人権擁護局)>



◆刑を終えて出所した人の人権



刑を終えて出所した人々は、罪を償った人たちです。その人たちにおいて、就職をはじめ社会復帰の機会から排除することは、まさしく人権問題です。「人権教育・啓発に関する基本計画」でも、「家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせないことから、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発活動を今後も積極的に推進していく必要がある」としています。

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰をめざす人たちにとって、現実にはきわめて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人たちが、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族、職場、地域社会の理解と協力が必要です。これらの人々に対する偏見や差別をなくすため、毎年7月に「社会を明るくする運動」が実施されるなど、様々な取組が行われています。

<出典 人権アラカルト2012(財団法人 人権教育啓発推進センター) 令和2年度版 人権の擁護(法務省人権擁護局)>

◆ホームレスの人権

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」の第2条において、「『ホームレス』とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう」と「ホームレス」を定義しています。

以前は、リストラ対象にされやすい50歳代から上の年配の男性が大きな割合を占めていましたが、2008年（平成20年）のリーマンショック以降は20歳代の若い世代にも広がってきています。また、2020年（令和2年）には新型コロナウイルス感染症の影響で、多くの人が職を失い、インターネットカフェを転々とする人や公園で野宿せざるを得ない人が増えました。経済対策として1人10万円を支給する特別定額給付金も、住民登録のない一部のホームレスは受け取れないなど、本来最優先で必要とされている人が取り残されることもありました。

こうした状況に対して、同じ目線に立ち、支援していこうとする動きは全国にたくさんあります。その中で、ユニークな取組についてご紹介します。

ビッグイシュー日本とは

雑誌『ビッグイシュー』・・・ホームレスが売る雑誌

「ビッグイシュー」は、市民が市民自身で仕事を、「働く場」をつくる試みです。2003年（平成15年）9月、質の高い雑誌をつくり、ホームレスの人の独占販売事業とすることで、ホームレス問題の解決に挑戦しました。ホームレスの人の救済（チャリティ）ではなく、仕事を提供し自立を応援する事業です。ビッグイシューの原型は1991年（平成3年）にロンドンで生まれました。

定価450円の雑誌『ビッグイシュー日本版』をホームレスである販売者が路上で売り、1冊売るごとに230円が彼らの収入になります。最初の10冊は無料で提供し、その売り上げ（4,500円）を元手に、以降は1冊220円で仕入れていただく仕組みです。



販売者は、現在路上で生活しているか、あるいは安定した自分の住まいを持たない人々です。住まいを得ることは、単にホームレス状態から抜け出す第一歩に過ぎません。そのため、販売により住まいを得た後も、必要な場合には継続してビッグイシューの販売を認めています。

販売者は、顔写真と販売者番号の入った身分証明書を身につけて雑誌を販売しています。

<出典 ビッグイシュー日本>

「ホームレス」という人種はどこにもいません。人がホームレス状態に置かれているだけです。ホームレスとなった人々に対して、嫌がらせや暴行を加える事案が発生しています。ホームレスの人権に配慮するとともに、併せて地域社会の理解と協力が必要です。

<出典 令和2年度版 人権の擁護（法務省人権擁護局）>

◆性的指向・性自認と人権（LGBTと人権）

性的指向（Sexual Orientation）とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念です。性自認（Gender Identity）とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのようなアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念です。多様な性を表す概念として使われており、それぞれの頭文字を取って「SOGI」（ソジ、またはソギ）と呼ばれています。

エルジー・ビー・ティー 〇LGBT

性的指向及び性自認に関して、いわゆるLGBTなどと呼ばれることがあります。それらは一般的に次のことを指しています。

- L：女性の同性愛者(Lesbian：レズビアン)
- G：男性の同性愛者(Gay：ゲイ)
- B：両性愛者(Bisexual：バイセクシャル)
- T：こころの性とからだの性との不一致
(Transgender：トランスジェンダー)

LGBTである人の割合は、電通ダイバーシティ・ラボが実施した「LGBT調査2018」によると全体の約8.9%、株式会社LGBT総合研究所が実施した「LGBT意識行動調査2019」によると全体の約10%と、調査方法や対象者等が異なることから二つの調査において多少数字に開きはあるものの、一定数の割合が示されています。



彦根市人権啓発冊子「ゆきどけ」第55号

セクシャル オリエンテーション 〇性的指向 (Sexual Orientation)

具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛(ヘテロセクシュアル)、同性に向かう同性愛(ホモセクシュアル)、男女両方に向かう両性愛(バイセクシュアル)を指します。同性愛者、両性愛者の人々は、ごく少数派であるがために、場合によっては職場を追われることさえあります。このような性的指向を理由とする差別的取扱いについて、不当なことであるという認識が広がっていますが、いまだに偏見や差別が発生しているのが現状です。

ジェンダー アイデンティティ 〇性自認 (Gender Identity)

「こころの性」と呼ばれることもあります。多くの人は、性自認(こころの性)と生物学的な性(からだの性)が一致していますが、この両者が一致しないために違和感を感じたり、からだの性をこころの性に近づけるために身体の手術を通じて性の適合を望んだりすることさえあります(性同一性障害)。そして、こうした人たちが、偏見の目を向けられたり、職場などで不適切な取扱いを受けたりすることがあります。また、からだの性とこころの性とのズレ・不一致に悩みながら、周囲の心ない好奇の目にさらされたりして苦しんでいる人々がいます。

LGBT以外にも、男女どちらにも恋愛感情を抱かない人や自分自身の性を決められない、分からない人(Queer：クィア/Questioning：クエスチョニング)など、様々な性のあり方が存在します(クィア、クエスチョニング等LGBT以外の人を含め、総称して「LGBTQ⁺」ともいいます)。また、性のあり方は成長とともに変化していくこともあります。

大切なことは、カテゴリー分けすることではなく、性の多様性を知り、一人ひとりの性のあり方を尊重することです。すべての人が大切にされ、自分らしく生きられる社会を目指すため、性の多様性に関して正しい知識を身に付け、理解を深めていきましょう。

<出典 令和2年度版 人権の擁護(法務省人権擁護局) 彦根市人権啓発資料「ゆきどけ」第55号 >

◆北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ、北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、2006年（平成18年）6月に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。この法律では、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。この週間中、政府主催の国際シンポジウムを始めとする様々なイベントを開催したり、電車内のつり広告やインターネット広告、新聞広告等、各種メディアによる周知・広報を実施したり、様々な活動を行っています。

拉致問題は我が国の喫緊の国民的問題ですが、拉致問題を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。



拉致問題啓発アニメ「めぐみ」
企画・制作 政府 拉致問題対策本部
<https://www.rachi.go.jp/jp/megumi/>

<出典 文面：令和2年度版 人権の擁護（法務省人権擁護局）>

ブルーリボン運動



「ブルーリボン運動」とは、北朝鮮による拉致被害者の生存と救出を信じる意思表示として、青いリボンを着用する活動のことです。リボンの形や大きさ、着け方などは問いません。また、リボンに限らず、青いシャツやネクタイなど日常生活を通じて身につけるものも含まれます。リボンのブルー（青色）には、北朝鮮と祖国である日本を隔てる「海（特に日本海）の青」と、拉致被害者とその家族を唯一結ぶ「空の青」という二つの青の意味が込められています。

<出典 奈良県HP>

◆人身取引と人権

「人身取引」とは、犯罪組織や悪質なブローカーが、女性や子どもを始めとした弱い立場にある人を暴力や脅迫、誘拐、詐欺などの手段によって支配下に置いたり、引き渡したりして、売春や強制労働、臓器摘出などの目的で搾取する「トラフィッキング (Trafficking)」ともいわれる国際的な犯罪です。

また、国際的な法的枠組として、2003年（平成15年）に発効した『国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性および児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（通称：パレルモ議定書）』は、子どもについて特別に保護する立場から、18歳未満の人物を搾取の目的で勧誘し移動させることは何らかの強制的な手段を伴わない場合でも「人身取引」に該当すると定め、禁止しています。

日本においては、2014年（平成26年）に策定した、「人身取引対策行動計画2014」に基づき、「人身取引対策推進会議」を随時開催し、我が国における人身取引の実態の把握や防止・撲滅及び被害者の保護を推進しています。

<出典 文面：政府広報オンライン 令和2年度版 人権の擁護（法務省人権擁護局）>

◆東日本大震災に起因する人権問題

2011年（平成23年）3月11日に発生した東日本大震災は、大津波の発生などにより被災地域が東日本全域に及び、甚大な人的・物的被害をもたらし、未曾有の大災害となりました。また、地震と津波に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故は、被害をより深刻なものとし、いまだに多くの人々が避難生活を余儀なくされています。

このような中、被災者に対する嫌がらせやいじめ、あるいは福島第一原発事故に伴う風評による偏見・差別が今なお存在しています。

第31回全国中学生作文コンテストで文部科学大臣奨励賞を受賞した作品「温かさを分け合っ」では、原発事故の影響で、福島から埼玉県へ一時避難した作者が差別のニュースを知って感じたこと、避難先で触れた温かさから学んで決意したことなどについて綴っています。

この中で、作者が知った差別事象について次のように記載されています。

そんなある日、僕は新聞を見て驚いた。福島から来た小学生が、転校先で「放射能がうつる」と言われたというのだ。さらに、病院で診察を断られる、レストランの入店を拒否される、スクリーニング検査を受けた証明がないと入れない施設がある、いわきナンバーの車がパンクさせられるなど、放射能による差別があちこちで報道されるようになった。同じ福島県内ですら、浜通りから来た人に対して「放射能が来た」と言ったという話を聞いた時は、耳を疑った。

どうして、こんな差別をする人達がいるのだろう。放射能差別とでもいふべきニュースを見るたびに、僕は怒りと共にとても悲しい気持ちになった。

そして、次のように結ばれています。

僕は、これまで人権についてあまり考えたことがなかった。しかし、震災後の生活を振り返って、当たり前と思っていた生活がどれほど大切なものなのか、僕達を守ってくれていたものがどれほどたくさんあったのかに気づかされた。

（中略）

震災以降差別に関する残念なニュースは多かったが、それ以上に心が温くなる話の方が多かった。大変な時だからこそ、助け合うことが大切であることを僕はこの震災を通して学んだ。たくさんの人に支えられて、僕達は生きている。そのことを忘れなければ、人を傷つける言葉や相手を考えない言動をとることはないと思う。

「みっちー」と温かく迎えてくれた埼玉の友人達、不安をなくすために温かい言葉をかけてくれた先生方を僕は絶対忘れない。そして、大変な中でも普通の生活に戻そうと工夫してきた原町二中のみんなや先生方の強さも。僕もその温かさを他の人に分けられる人間になりたいし、どんなことがあっても強く生きていく心を持てる人になろうと強く思う。

<出典：法務省HP>

むすびに

第1号＜部落差別と人権＞

部落差別の発生から戦後の解放への動き、現在に至るまでを、歴史的背景を中心に学びました。

第2号＜女性と人権＞

女性の人権について、身の周りの事例や様々な取組を通して学びました。

第3号＜障害者・高齢者と人権＞

障害のある人や高齢者が安心して暮らせる社会づくりについて、その実践から学びました。

第4号＜職場と人権＞

働きやすく、人権が尊重されている職場について、企業の取組など様々な事例を通して学びました。

第5号＜子どもと人権＞

いじめや虐待、貧困等、子どもたちを取り巻く問題を知り、それぞれの立場でできることを考えました。

第6号＜外国人・患者と人権＞

多文化共生社会の実現をめざした取組、ハンセン病やHIV患者、新型コロナウイルス感染者の人権について学びました。

第7号＜インターネット・その他の様々な人権＞

インターネット上の人権侵害や正しい使い方について、またその他の様々な人権課題について、その事例を通して学びました。

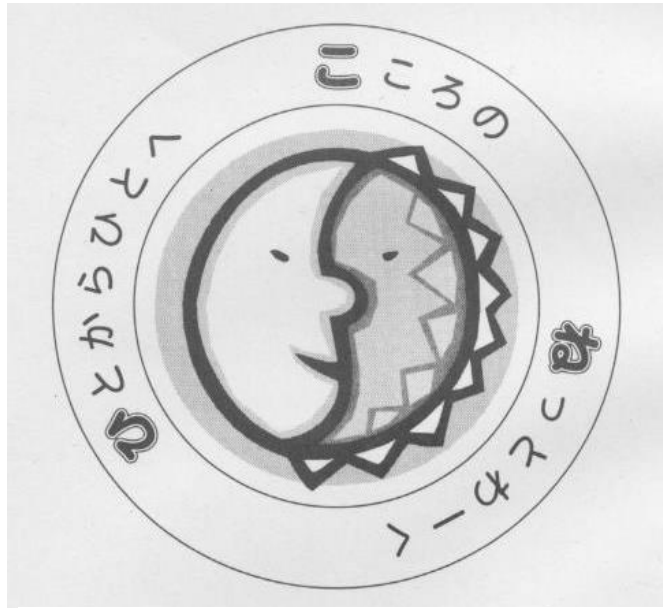
ご案内のテキスト第1号～7号では、現代社会で発生しています各種の人権問題を取り上げ、より分かりやすい内容にまとめて掲載していますが、よく注意して周りを見ていただければ皆さんの身近にも人権に係る事案や問題があるかと思えます。

本テキストでの学習をきっかけにして、すべての方の人権が大切にされるように、これからも皆さんと一緒に考え、そして自分にできることを自分なりに行動に移していただければ、とても素敵だと思います。

今回の学習は、人権を改めて見つめ直す良い機会になったのではないのでしょうか。

これからも、人権を尊重する気持ちや行動がどんどん広がっていくことを願い、期待しています。一緒に頑張っていきましょう。

彦根市人権問題通信講座運営委員会 委員一同



2024年(令和6年)4月発行

禁無断転載・複製